



## 2018 年度介護報酬改定と介護業界における今後の M&A

ライフサイエンスヘルスケア 第 10 回

### I. はじめに～市場拡大が期待されるなかでの 2018 年度報酬改定

国内では生産年齢人口の減少により、既存市場の縮小が懸念されるなか、近年の高齢者人口の顕著な増加により、介護市場への注目やその市場規模の拡大への期待が高まっている。

一方で、介護事業は、一種の公定価格である介護報酬に収入を左右される事業である。特に 2018 年は 2 年に一度の診療報酬と 3 年に一度の介護報酬の同時改定の年であり、団塊の世代が 75 歳以上となり、国民の 25% が後期高齢者となる 2025 年の地域包括ケアシステム構築に向けた、重要な年でもあった。

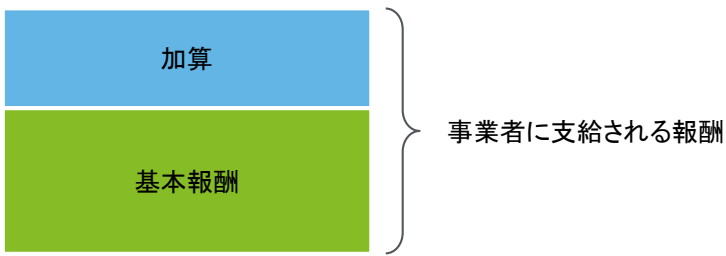
ここでは、介護報酬の構成について簡単に述べたのち、介護報酬改定動向と今後の報酬改定について説明し、報酬改定を踏まえた今後の介護業界における M&A について考察したい。

## II. 介護報酬とは

介護報酬とは、事業者が介護サービスの利用者に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われる報酬のことである。介護報酬は、厚生労働大臣が社会保障審議会 介護給付費分科会の意見を聴取し、定めている。

介護報酬には、本体に相当する基本報酬部分と、一定の条件を充足すると発生する加算(減算)が存在する。基本報酬部分は、介護サービスごとに定められているもので、その基本報酬部分に上乘せ・減額されるものが加算(減算)である。介護報酬の改定においては、基本報酬部分の引き上げ、引き下げが行われる場合と、加算・減算の新設または、条件強化が行われる場合がある

図表 1 介護報酬の構成



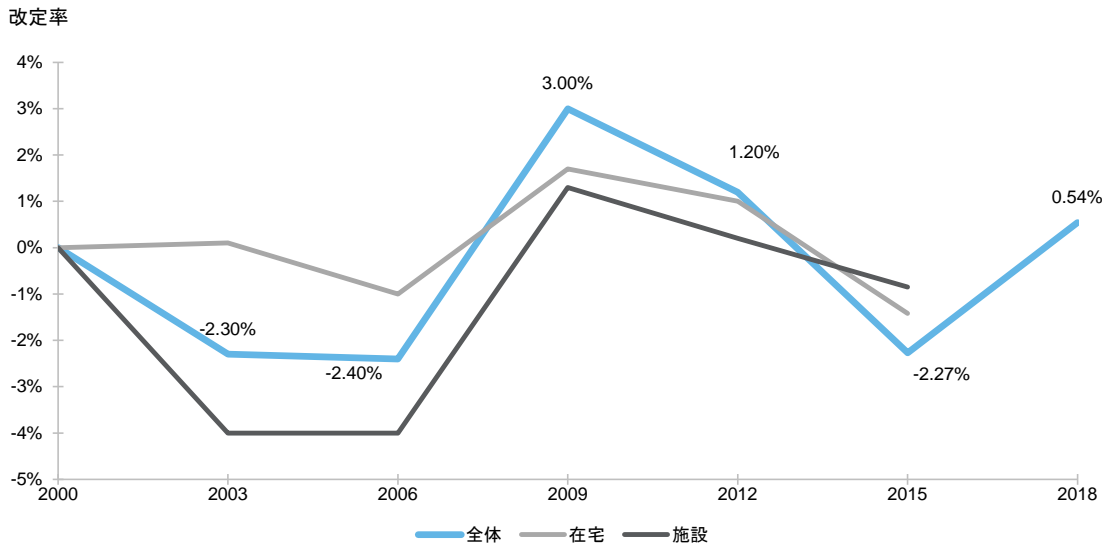
出所: デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社作成

## III. 介護報酬改定の概要と今後

### 1) 改定推移

2018年の介護報酬改定については、2016年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく2017年の処遇改善に関する臨時改定もあり、当初マイナス改定との話もあったとされるが、臨時改定(2014年・2017年)を除けば、6年ぶりのプラス改定となった。

図表 2 介護報酬改定の推移



出所: 厚生労働省公表資料より、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社作成

図表 3 過去の改定内容

改定時期	改定内容
2009年	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護従事者の人材確保・処遇改善</li> <li>医療との連携や認知症ケアの充実</li> <li>効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証</li> </ul>
2012年	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅サービスの充実と施設の重点化</li> <li>自立支援型サービスの強化と重点化</li> <li>医療と介護の連携・機能分担</li> <li>介護人材の確保とサービスの質の評価</li> </ul>
2014年	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税増税への対応</li> </ul>
2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化</li> <li>介護人材確保対策の推進</li> <li>サービス評価の適正化 等</li> </ul>
2017年	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護人材に関する処遇改善</li> </ul>

出所：厚生労働省公表資料より、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社作成

## 2) 2018年介護報酬改定の内容

2018年介護報酬改定は、図表4のとおり、①地域包括ケアシステムの推進、②自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現、③多様な人材の確保と生産性の向上、④介護サービスの適正化・重点化を通じた安定性・持続可能性の確保の4点を軸に報酬の改定がなされている。本稿では、①および④の一部について、代表的な改定例を以下にて述べる。

図表 4 2018年度介護報酬改定概要

<p>①地域包括ケアシステムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中重度の在宅要介護者や、居住系サービス利用者、特別養護老人ホーム(特養)入所者の医療ニーズへの対応</li> <li>医療・介護の役割分担と連携の一層の推進</li> <li>医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設</li> <li>ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保</li> <li>認知症の人への対応の強化</li> <li>地域共生社会の実現に向けた取組の推進</li> </ul>	<p>②自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リハビリテーションに関する医師の関与の強化とアウトカム評価の拡充</li> <li>外部リハビリ専門職等との連携の推進を含む</li> <li>訪問介護等の自立支援・重度化防止の推進</li> <li>通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入</li> <li>身体的拘束等の適正化の推進 等</li> </ul>
<p>③多様な人材の確保と生産性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活援助の担い手の拡大</li> <li>介護ロボットの活用の促進</li> <li>定期巡回型サービスのオペレーター専任要件の緩和</li> <li>ICTを活用したリハビリテーション会議への参加</li> <li>地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の見直し</li> </ul>	<p>④介護サービスの適正化・重点化を通じた安定性・持続可能性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具貸与の価格の上限設定等</li> <li>集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算および区分支給限度基準額の計算方法の見直し等</li> <li>サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し</li> <li>通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等</li> <li>長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し</li> </ul>

出所：厚生労働省発表資料より、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社作成

### 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムとは、「重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される」システムのことである。今般の改定では、主に次の4点において、地域包括ケアシステム推進のための改定がなされている。(主な例は図表5参照)

- ターミナルケアや看取りを行う事業所を評価**  
 従来病院・診療所で行っていた、看取りやターミナルケア、看護師の行うたん吸引などを介護事業者が行うことに対し、加算を創設・強化した。

• **医療・介護の連携推進**

地域包括ケアシステムの柱は、医療・介護が一体的に提供されることである。一体的な提供のためには、病院・介護事業所間での情報連携が重要であるため、連携を行う事業者に対し加算を創設した。

• **介護医療院の創設**

介護医療院とは、2017年6月の介護保険法改正より新規に創設されたサービスで、2024年3月末で転換期限を迎える介護療養型医療施設(介護療養病床)の受け皿となり、「医療の必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設」との位置づけである。

• **認知症への対応強化**

認知症患者に対し専門的なケアを提供している場合や、看護師を手厚く配置している事業者に対し、加算を創設・強化した。

図表5 主な加算の概要

サービス名	加算名	2018年まで	2018年以降	概要
特定施設 居者生活介護	入居継続支援加算	なし	36単位/日	介護福祉士の人数やたん吸引を行う利用者の人数により算定
	退院・退所時連携加算	なし	30単位/日	病院等から退院し、特定施設に入居する利用者を受け入れた場合に算定
	若年性認知症 利用者受入加算	なし	120単位/日	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めた場合に算定
訪問看護	看護体制強化加算	300単位/月	300単位/月	ターミナルケア加算の算定者が年1名以上等の場合に算定
			600単位/月	ターミナルケア加算の算定者が年5名以上等の場合に算定
認知症対応型 共同生活介護	医療連携体制加算	39単位/日	39単位/日	病院等や訪問看護STとの連携状況や常勤看護師の確保、医療的ケアの実績により、各報酬を算定
		なし	49単位/日	
		なし	59単位/日	
居宅介護支援	ターミナルケア マネジメント加算	なし	400単位/月	末期の悪性腫瘍の利用者に対し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医等に提供した場合に算定
(看護)小規模 多機能型居宅介護	若年性認知症 利用者受入加算	なし	800単位/月	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めた場合に算定

出所:厚生労働省資料より、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザーズ合同会社作成

**介護サービスの適正化・重点化を通じた安定性・持続可能性の確保**

政府の財政状況から、過去にも収益の大きなサービスについては、基本報酬が引き下げとなっており、今回の報酬改定においても、過大な収益を上げているとされる一部サービスについて、引き下げが行われている。(主な例は図表6参照)

• **訪問系介護サービスにおける同一建物集中減算の拡大**

従来より存在していた介護事業所と同一敷地内(または隣接する敷地内)に所在する建物居住者へのサービス提供への減算幅を拡大した。

• **基本報酬の引き下げ**

訪問介護(予防含む)、大規模型の通所介護・認知症通所介護、通所リハビリテーションに関しては、基本報酬を引き下げた。

図表6 主な減算の概要

サービス名	減算名	2018年まで	2018年以降	概要
訪問介護、訪問看護等	同一建物集中減算	10%の減算	10%の減算	事業所と同一の建物の利用者20人以上にサービスを行う場合に算定
		なし	15%の減算	
定期巡回・随時対応型 訪問介護・看護	同一建物集中減算	600単位/月の減算	600単位/月の減算	事業所と同一の建物の利用者にサービスを行う場合に算定
		なし	900単位/月の減算	
		なし	の減算	

出所:厚生労働省資料より、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザーズ合同会社作成

**3) 今後の改定**

政府の方針である、2025年の地域包括ケアシステムの構築まで後7年しか残っていないなか、臨時改定が無い前提においては、介護報酬改定についてはあと2回、診療報酬改定については、あと3回しか改定タイミングが残っていない。2018年と同様の介護報酬・診療報酬の同時改定ができる次のタイミングは2024年であるが、2024年は、地域包括ケアシステムの構築の前年ということもあり、事業者への負担を鑑みると、抜本的な報酬改定は実施しにくいものと想定される。そのため、次回2021年の介護報酬改定が、事実上地域包括ケアシステムの構築のための、抜本的な報酬改定の年となるものと考えられる。

図表7 今後の報酬改定スケジュール

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年度
診療報酬改定	同時改定		改定		改定		同時改定	
介護報酬改定				改定				
医療計画	第7次医療計画						第8期次医療計画	
介護保険事業計画	第7期介護保険事業計画			第8期介護保険事業計画			第9期介護保険事業計画	
病床機能報告	医療機関は毎年報告(毎年10月)							

出所:厚生労働省資料より、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザーズ合同会社作成

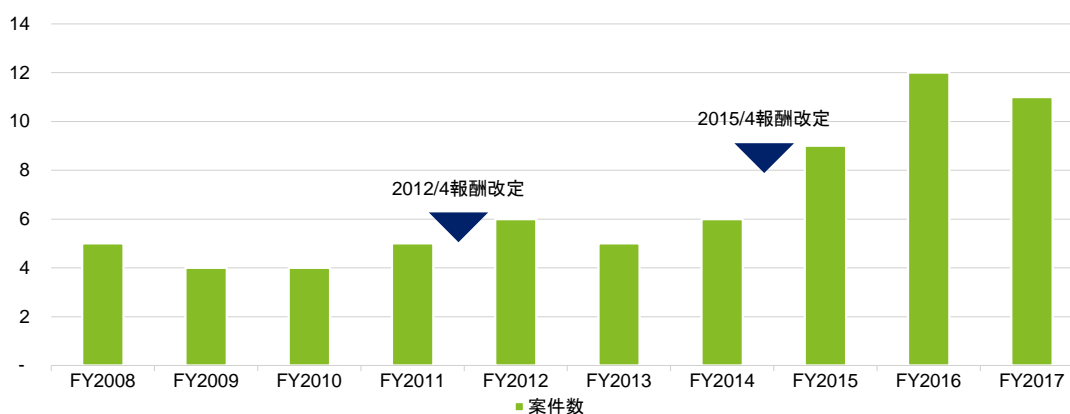
#### IV. 介護業界における M&A

##### 1) 過去の報酬改定と M&A の動向

2008年4月以降の介護事業者に関する M&A は図表8のとおりである。2012年4月の報酬改定の前後では、目立った案件数の増減は見られないが、2015年4月の改定以降は、案件数が2桁に達しており、案件数の増加が見取れる。

これは、2015年4月の改定が大幅なマイナス改定であり、介護事業者の中においても、「勝ち組」と「負け組」に差が出てくるなかで、同業の買収や異業種からの参入、外部資本の導入による更なる成長など、さまざまな要因が考えられる。

図表8 介護業界における M&A 件数推移



出所: SPEEDA、レコフ M&A データベース等より、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザーズ合同会社作成

##### 2) M&A の類型

前回介護報酬改定のあった2015年4月以降の主だった介護事業者に関する M&A 実績は、図表9のとおりで、以下の点を読み取ることができる。

- ① 同業による M&A は、創業者らからの株式取得のような事業承継のような案件が多いと思われること。
- ② 比較的規模の大きい案件や主要事業の1つが介護事業である案件はファンドが手掛けていること。
- ③ 異業種からの介護事業への参入が盛んであること。



図表9 介護業界における近時の M&A 事例

買い手属性	時期	ターゲット	買い手	売り手	取得方法
同業	2017年11月	日本ケアリンク	ソラスト	創業者他	株式取得
同業	2017年10月	ベストケア	ソラスト	創業者他	株式取得
同業	2017年4月	アクティバ	リゾートトラスト	ユニマツリタイアメント・コミュニティ	株式取得
同業	2016年4月	菱重ファシリティ&プロパティーズ	スターツケアサービス	-	事業譲渡
ファンド	2016年10月	ヴァティアー (SCホールディングス)	NSSK	n/a	株式取得
ファンド	2016年9月	HITOWAケアサービス (HITOWAホールディングス)	CVCキャピタルパートナーズ	創業者他	株式取得
ファンド	2016年4月	やまねメディカル (通所介護事業)	日本みらいキャピタル	-	事業譲渡
異業種	2017年4月	京阪ライフサポート	関西電力他	親会社	株式取得
異業種	2017年3月	JAPANライフデザイン	野村不動産ホールディングス	ターゲット	第三者割当増資
異業種	2016年10月	けいはんなヘルパーステーション	センコーホールディングス	n/a	株式取得
異業種	2016年3月	メッセージ	SOMPO HD	TOB	株式取得
異業種	2015年8月	日本化薬メディカルケア	東邦ホールディングス	親会社	株式取得
異業種	2015年10月	ワタミの介護	SOMPO HD	既存株主	株式取得
異業種	2015年4月	ゆうあいホールディングス	ソニーフィナンシャルホールディングス	既存株主	株式取得、転換社債

出所: SPEEDA、レコフ M&A データベース等より、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザーリー合同会社作成

### 3) 今後の介護業界における M&A

過去の M&A 実績と 2018 年 4 月の報酬改定を踏まえ、今後の介護業界における M&A の傾向は以下のとおり予測される。

#### ① 異業種からの参入

図表9でも明らかであるが、国内において唯一と言ってもよい成長市場である介護事業について、既存事業とのシナジーを狙い異業種からの参入は継続して発生するものと考えられる。

#### ② 事業承継に絡んだ中小規模案件の発生

介護保険法施行後 18 年が経過しており、施行直後に事業参入した会社の創業者の高齢化が進んでいるものと推測される。そのため、一定の事業承継ニーズが発生する可能性があるものと考えられる

#### ③ 既存事業者のサービスの絞り込みによる M&A

中堅～大手の介護事業者は、在宅系～施設系、複合型まで幅広いラインナップを揃えたとともに、プライベートペイ(介護保険外収入)の比率の大きい施設系介護サービスでは、幅広い価格帯を取り揃えている。これは、各介護サービス間におけるシナジーや顧客囲い込みを図るものと考えられるが、全てのサービスを同様に拡大していくことは困難である。

そこで、事業者によっては、得意とするサービスに注力する、不得手なサービスは売却するという、取捨選択を図る可能性があると考えられる。

#### ④ ノンコア部門としての売却

介護事業が本業ではない事業会社においては、景気の波に関係なく、公定価格である介護報酬により業績が左右される介護事業を保有し、事業運営することは難しいものと考えられる。

そのため、ノンコア部門として保有している介護事業を専業大手に委ねるような M&A も発生する可能性があるものと考えられる。

## V.おわりに

2018 年の介護報酬改定は、一部の介護サービスにとっては、影響が大きいものの、大半の介護サービスについては、基本報酬部分の改定は軽微であり、大きな影響が出ることは考えにくい。

一方で、次の報酬改定は、抜本的な改定も予測されるため、この 3 年間で、「どのような介護事業にしていくのか」を十分に検討し、生き残る方策を考えていくことが肝要であると思料する。

- ※ 本文中の意見や見解に関わる部分は私見であることをお断りする。
- ※ 詳細情報をご要望の場合は別途お問い合わせください。

## 執筆者

デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社  
ライフサイエンスヘルスケア  
シニアアナリスト 田中 克幸

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト [www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](https://www.facebook.com/deloitte)、[LinkedIn](https://www.linkedin.com/company/deloitte)、[Twitter](https://twitter.com/deloitte) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様の情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事業に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Financial Advisory LLC.



IS 669126 / ISO 27001